

第 123 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 8 年 1 月 15 日（木）午前 9 時 30 分から午前 10 時 00 分
- 2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 (13 人)

- 1 番 宮本 平
- 2 番 岡崎 裕一
- 3 番 大谷 正樹
- 4 番 沖村 和哉
- 5 番 角井 雅之
- 6 番 小柳 貴史
- 7 番 袴田 光夫
- 8 番 大内 清香
- 10 番 藤元 敬介
- 11 番 東谷 邦夫
- 12 番 沖 貴美枝
- 13 番 田中 豊文
- 14 番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (1 人)

- 9 番 岡村 淳史

5 出席農地利用最適化推進委員 (3 人)

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告事項1 公共事業の施行に伴う農地転用通知について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 大久保弘史

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 田村 諒介

議長 それではただいまより第123回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議案件は、議案5件、報告事項1件となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員13名、欠席委員1名、農地利用最適化推進委員につきましては3名ご出席をいただいております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員5番角井委員と6番小柳委員によりしくお願いをいたします。それでは、議事に入ります。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.1についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1ページから4ページをご覧ください。本件は、相続した申請地について、管理が困難なため、譲り渡しを希望する譲渡人の要望に対し、申請地を譲り受け、営農活動を引き継ぎたいとする譲受人が応えるものでございます。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、水稻や野菜の苗床として利用する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員8番大内委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8番 14日の午後に推進委員の片岡さんと現地の確認に行きました。譲受人の●●さんは沖浦の●●の●●さんの息子さんにあたります。譲渡人の●●さんは親戚ということで今回農地を譲り受けるということでした。現地を確認に行くと●●さん親子お二人で出迎えてくださり、農地の状態としてはもうすでに耕作されており農機具も一緒に置いてあり、普段の管理は●●であるお父さんの●●さんがされるということで土日など休日に息子さんが帰ってきて一緒に耕作されるということでした。農地もとてもきれいにされていて従来

から管理されているということだったので問題ないと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。角井委員。

5番 農作物の出荷先が JA 及び直売所に出荷になって、農協への組合員とかの共済加入は無しになってるんですけどできますかね。加入する予定で JA に出荷するとかでやっていきますならわかるんですけど加入はない。直売所はまあ色んな直売所があるんでいけるとは思いますけれども。

事務局 出荷の名義はたぶんお父さんの名義ではないですかね。

5番 ああ、本人は作るだけ。わかりました。

議長 他に何かありましたらお願いします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定いたします。続いてNo.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.2についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、5ページから8ページをご覧ください。本件は、遠方に居住しており、管理が困難な申請地について、譲り渡しを希望する譲渡人の要望に対し、これまで借りて耕作していた申請地を取得し、引き続き栽培を行おうとする譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続きぶどうを栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 5 番角井委員、推進委員 15 番中尾委員からその後の補足説明などがありましたらお願いします。

5 番 先日譲受人の●●さんにお話を伺って圃場の確認等行ってまいりました。圃場としては適正に管理されていてですね、ワイン用のブドウ、食用のブドウをワインにするというのを言われてたんで圃場をきれいに管理されて周辺とも仲良くやっているということだったんでそちらに関しても問題ないと思います。売買金額についてなんですが 2 反 2 畝で●●、あちらを一から整備した金額としては高いなあと感じるんですけども、これでまたこの方が別の方に売られて権利がわけわからなくなってしまうよりはちょっと高くても買い取って確実に管理していきたいという意向でしたのでそのあたりは本人が納得しているのであれば問題ないかなと思います。販売方法等については今ワイナリーの方で販売されこれまでも順調にやっているようですし必要な道具もすべてそろっているので問題はないかなと思います。以上です。

議長 続きまして中尾委員。

15 番 (推進委員) この圃場を管理しております栽培者は 10 年くらいも前からずっと借りてですね、ブドウ栽培を行って施設の方も設置したりしてよく管理されております。今後権利移行しても引き続き管理を今まで通りの管理をやっていくということですので特に問題ないと思います。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo. 3 についてですが、この事案につきましては私の担当議案でございますので、議事の進行を宮本職務代理と交代をいたします。

職務代理 それではNo. 3 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 3 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、8 ページから 12 ページをご覧ください。本件は、遠方に居住しており、

管理が困難な申請地について、譲り渡しを希望する譲渡人の要望に対し、自宅や耕作地に近く、効率的な管理が可能な譲受人が応じるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹を植栽する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理 引き続きまして、地区担当の農業委員 14 番廣岡委員、推進委員 13 番吉村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

14 番 12 日に●●さんとご主人である●●さんと二人に面会をし、現地の確認をさせていただきました。基本的に農地を取得するのは今回●●さんの名前になっておりますけれども、経営を主体にするのはご主人の●●さん●●出身の方でございますがこの方になるかと思っております。該当圃場につきましては、●●さんの自宅の実家の隣の圃場になりますから管理はしやすいということになります。基本的に狭小園地でございますが、議案第4番で出てくる他の西安下庄の圃場とかその辺りを含めて一連で経営するから今回の狭小圃場でありましても問題はないと思っております。作付け、今は現時点草地になっていますが基本的に作付けはザクロか極早生の2種という話でした。どちらにされるとしてもそれについては、問題はないだろうと思っております。一番懸案になると思われたのは個人販売をしたいということでした。ある程度現時点でも直売所である販売であるとか岩国の市場に直接持ち込んでおるという話はされておりました。ただまあ実際に今回●●さんの方も●●さんもそうなんですが栽培技術、柑橘の栽培技術を学ぶために営農塾に来られます。あわせて常日頃の相談につきましては●●の●●さんであるとか今回議案4番で出てくる案件で地権者で出てくる●●さんであるとかそのあたりの方々に相談にのっとり、みな安下庄の大口の農家に相談に乗ってもらっておるということでしたし、●●さんが直売成功されてますからそのあたりの関係である程度指導も受けとるから個人販売も可能ではあると思っております。ただまあ一応去年機会を逸したけれど今年なんで申請出したいと思っておるのが、農協への加入ということでしたから販売そのものも問題はないかと思っております。たぶん圃場が近いから売買金額については結構高くなってましたけど、それについても問題はないだろうと思っております。利便

性を考えて●●さんの実家の隣の圃場でしたからそのあたりを考えようとし
とるのかと思っております。以上です。

職務代理 引き続きまして 13 番吉村委員お願いします。

13 番 (推進委員) 今説明があった通りで補足することはない状況でございます。実家のすぐ前
の畑ということで適切に管理されるということは間違いないかなというふう
に思います。以上です。

職務代理 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛
成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。それ
では議事の進行を廣岡会長に戻します。

議長 続いて、No.4 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No.4 についてご説
明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それで
は農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料
は、12 ページから 16 ページをご覧ください。本件は、遠方に居住しており、
管理が困難な申請地について、譲り渡しを希望する譲渡人の要望に対し、申
請地を取得し、経営規模の拡大を図りたい譲受人が応じるものであります。
まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状
況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効
率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権
利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3
号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農
作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数につ
いて従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当し
ません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、果樹を栽培する計画であるため、
周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以
上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしてい
ると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 11 番東谷委員、推進委員 12 番國次委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

11 番 11 日の日に國次推進委員と現地を確認しに行きました。一部譲受人これは先ほどの 3 号で出ております●●さん同じ人です。この件に関して事前に当日●●さん等にもお会いしてお話を聞いております。そして現地を確認しに行っております。現地の方は荒廃している耕作放棄地でありまして雑木林と竹林になっております。一部この●●●●の方はすでに●●さんが手を入れて木とか草とか刈っております。刈りつつあります。この●●さんの方は当事者●●さんなんですけれども耕作証明書は 12 ページ左側に出ておりますけれども、この中でこれだけの筆数ですでに管理されているんですけれども、3 年ぐらい前にこの件に関わったんですけれども一番下の●●さんの土地、これも近所から荒廃してるから早めに手を打ってほしいという要請が一部ありましたのでこの件に絡んでおりました。現在は利用権を設定し、当初は荒廃しておりましたけれども、今機械を入れてすでに苗木がきれいに植えられて整地してあります。こうした実績もあり先ほど来から話が出ておりますように●●さん真剣に農作業に取り組んでおられます。問題ないもの思われます。以上です。

議長 続きまして國次委員。

12 番 (推進委員) 私の方からは別にありません。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、No.5 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No.5 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それで

は農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、17ページから20ページをご覧ください。本件は、高齢で遠方に居住しており、農地や家屋の管理が困難なため、譲り渡しを希望する譲渡人の要望に対し、移住に当たり申請地もあわせて譲り受け、営農活動を始めたい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の今後の確保予定や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、水稻や季節野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員8番大内委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8番 11日に譲受人の●●さんの方にお電話し、14日に推進委員の片岡さんと園地を確認に行きました。譲受人の●●さんは現在大阪におられるということでお電話でお話を聞きました。19ページのマップの●●●●の宅地にこちらの農地がついているというお答えでした。お話を聞くと●●●●の山手にある土地と●●●●の田んぼの土地は、中山間の指定の地域になっているということで、すでに●●の中山間の●●の担当である●●さんとは連絡をしていてそちらから指導を受けながら引き続き田んぼと畑の管理をされていくということでした。14日に現地を確認したところ●●●●の付近に●●●●と●●●●の農地があるんですけども、そちらにはミカンなど柑橘が植えられていて収穫もすでにされている状態でとてもきれいに整備されておりまして。ちょっと離れて●●●●と●●●●も確認に行くと田んぼと畑の状態なんですけれども草刈りもされてきれいな状態になっていました。こちらの契約が済み次第宅地の修繕と移住をされて二人で住まわれて管理を引き続きされていくということでしたのでまた地域にも農業の詳しい方がいらっしゃるのでもそちらの指導を仰ぎながらされるということでした。大丈夫と思います。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、日程2、報告事項1、公共事業の施行に伴う農地転用通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項1、公共事業の施行に伴う農地転用通知についてご報告いたします。資料は21ページから23ページをご覧ください。事業者の氏名や所有者の氏名、土地の所在などは議案書に記載のとおりです。内容につきましては、推定活断層の調査で、断層を調べるため溝を掘削し、一時的に転用する計画でございます。調査終了後は、転圧を行った上で溝を埋め戻す計画となっております。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたらこの事項報告事項でございますので皆様のご了承をお願いいたします。以上をもちまして第123回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。長時間の審議、ご苦勞様でございました。

上記は、令和8年1月15日開催の第123回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和8年2月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____